

「論文提出による博士」〔本研究科単位修得満期退学者で、博士課程入学時から起算して6年（休学期間は算入しない）を超えた申請者を含む〕の学位論文審査申請時において求める研究業績等について

(研究科委員会最終確認 令和5年3月15日)

◇**教育構造論講座**

1. 学位申請時まで公刊された単著による学術論文ないしは学術刊行物6本以上（レフェリー付き学術論文3本を含む）を有すること。そのうち3本は、学位論文に関連する論文ないしは学術刊行物とする。
2. 1の規定にかかわらず、講座の審査により1に相当すると判定された学術的な編著書・共著、専門誌掲載論文などについては、6本に含めることができる。
3. 当該学術論文ないし学術刊行物については、単著であることをその要件とするが、第1著者であれば共著を認める。

◇**教育方法論講座**

- 論文5本（審査を受けるべき論文に関連する、レフェリー付きの学術論文3本を含む）以上を有すること。

◇**発達支援講座**

1. 公刊された審査論文（審査制度の確立されている学術雑誌に掲載された学術論文）3本を有すること。
2. 1は学位論文に関連する内容であること。
3. 本講座教員審査基準に定める評価基準により換算した業績評価点が25（～30）点以上（「合」教員の資格基準）であること。

◇**言語文化系教育講座**

- 著書（単著）1冊以上、または、論文5本以上を有すること。
- ※ 研究業績は、正副の部会代表に、専攻領域の近い教員などを加えて審査し評価する。

◇**社会系教育講座**

1. 学位論文に関連する学術論文（※）を3本以上有するものとする。
 2. 関連する学術論文を含め、既発表論文を原則として8本以上有するものとする。
- ※学術論文とは、概ね以下のようなもので学術的であると認められるものをいう。
- ・ 査読制度があり、全国規模以上の学術雑誌（査読制度に替る同等以上の評価システムがあるものを含む。）
 - ・ 学術書（自費出版的なもの、啓蒙書は除く。）
 - ・ 国際研究集会、国際会議等のProceedings（予稿集、アブストラクトは除く。）
 - ・ 紀要とその他

◇**自然系教育講座**

- 学位論文に関連するレフリー付き論文を7本以上有すること。（博士論文に直接関係しない業績はカウントしない。）

◇**芸術系教育講座**

- 理論系：学位論文の他に4本の論文を有すること。
4本の論文のうち2本は、学位論文に関連するレフリー付きの論文であること。
- 実技系：学位論文に関連するレフリー付き論文1本を有し3本以上の研究発表を必要とする。
研究発表のうち1本は、学位論文に関連するものであること。

◇**健康・スポーツ系教育講座**

- 審査制度が確立されている学術雑誌に掲載、あるいは掲載可とされた学術論文等の審査付き論文を5本以上有すること。これらの論文はレフリー付きの単著又はファーストオーサーの学術論文であること。
ただし、1本は学術著書（単著又はそれに準ずる）又は直接学位論文に関連しない論文で代えることができる。

◇**生活・技術系教育講座**

- 関連論文も含め、審査のある学会誌等（審査のある紀要を含む）に掲載された論文を7本以上有し、そのうち博士論文となる一連の研究が3本以上あること。